

# 概要（実績評価書（案）のポイント）

## 施策目標Ⅶ－1－1

生活保護制度を適正に実施すること

# 確認すべき主な事項（実績評価書）

## 測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

## 有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

## 効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

## 現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

## 次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

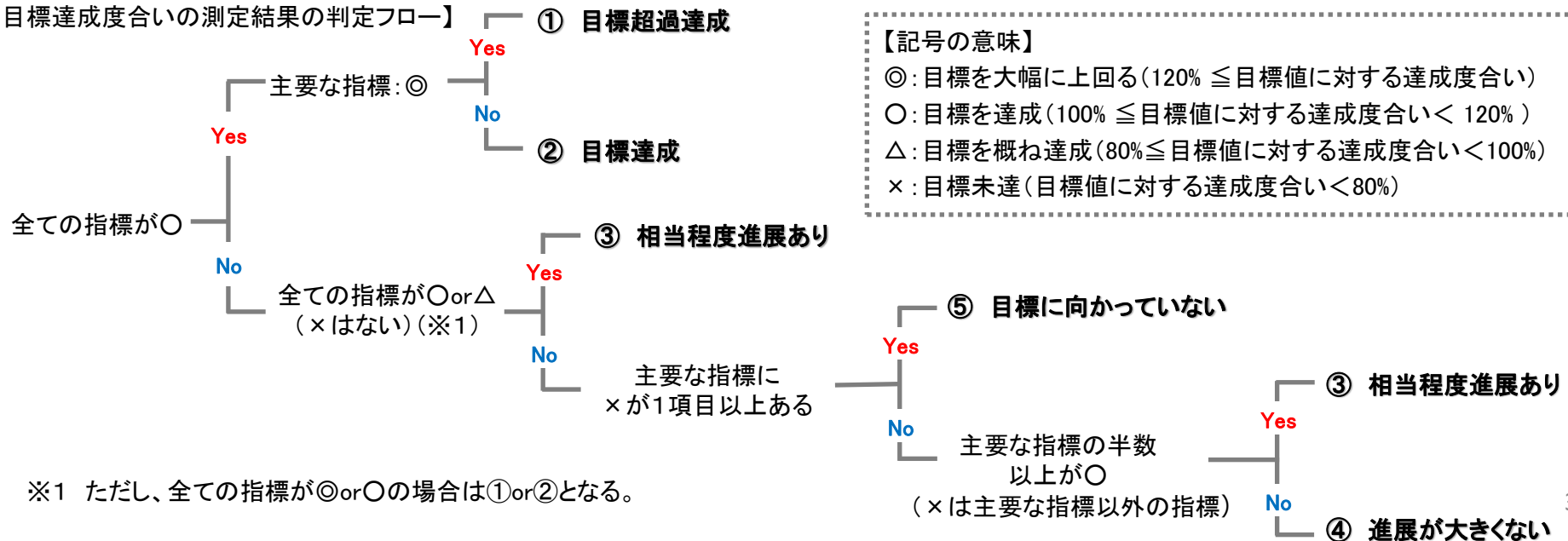
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

# 厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

| 各行政機関共通区分   | 要 件                                                                                                                                                                                            |
|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①目標超過達成     | 全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの                                                                                                                                                         |
| ②目標達成       | 全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの                                                                                                                                                      |
| ③相当程度進展あり   | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、</li> <li>主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの</li> </ul> |
| ④進展が大きくない   | 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの                                                                                                     |
| ⑤目標に向かっていない | 主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの                                                                                                              |

### 【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



# 厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

## ○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1－4 実績評価書様式の記載要領

### 【総合判定の区分】

| 総合判定区分 |             | 要件                                                    |
|--------|-------------|-------------------------------------------------------|
| A      | 目標達成        | 測定結果が①又は②に区分されるもの                                     |
|        |             | 測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの |
| B      | 達成に向けて進展あり  | 測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）                    |
|        |             | 測定結果が④に区分されるもの                                        |
| C      | 達成に向けて進展がない | 測定結果が⑤に区分されるもの                                        |

### （参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると思料される指標から選定する。
  - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
  - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
  - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

### （参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

### （参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

#### 有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
  - ① 目標数値の水準設定の妥当性
  - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
  - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
  - ④ 予算執行面における問題点

#### 効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

#### 現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

# 【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-1）

基本目標Ⅶ：ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること

施策大目標1： 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること

**施策目標1：生活保護制度を適正に実施すること**

※ 生活保護制度の目的（最低生活の保障と自立の助長）達成に向けての取組が本制度の最大の趣旨となっているため、政策評価においては、自立支援と医療扶助に着目し課題設定等している。

## 現 状（背 景）

### （生活保護制度の状況）

- 生活保護受給者は約202万人。近年、減少傾向で推移。年齢階級別では65歳以上の者が半数を占め、増加傾向にある。
- 生活保護受給世帯のうち、いわゆる稼得年齢層である「その他世帯」の世帯数は、令和2年6月以降、対前年同月比がプラスに転じている。

### 1. 被保護者に対する自立支援

- 被保護者就労支援事業等の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労し、自立に至っており、引き続き取組を推進していく必要がある。（経済的自立）
- 一方で、対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在。（日常生活自立、社会生活自立）

#### 課題1

- 生活保護の適正な制度運営のため、自立支援が重要であり、特に、被保護者への就労支援の強化等の取組が必要。
- KPIとして設定されている、就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率、就労支援事業を通じた就労・増収率等について、新型コロナウイルス感染症等も影響し、実績値が目標達成に至っておらず、引き続き、就労支援事業等への参加を促す必要がある。

#### 達成目標1

就労支援の適切な実施

#### 課題2

- 対人関係に課題を抱える者や、就労の経験が少ない者等に対し、日常生活自立、社会生活自立等、アセスメントを丁寧に実施しつつ、被保護者の多様な課題の解決に向けて徐々に自立支援を行っていく取組を強化していく必要がある。

#### 達成目標2

被保護者就労準備支援事業等を活用した、自立支援の取組強化

4 被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合（アウトカム）

5 被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合（アウトカム）

### 2. 医療扶助

- 生活保護負担金（事業費ベース）は約3.7兆円（R6年度当初予算）で、実績額の約半分を医療扶助が占めている。
- 医療扶助については、これまで頻回受診対策や後発医薬品使用の原則化等の適正化対策を進めており、一定の成果が見られる。

#### 課題3

- 頻回受診対策については、適正受診指導等の取組によって受診行動が改善する者が見られる一方で、適正受診指導を行っても改善に至らない場合や、一定期間を経過した後、受診回数が増加してしまう場合があるとの指摘もある。

#### 達成目標3

頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上

6 頻回受診者に対する適正受診指導による改善者数割合（アウトカム）

#### 課題4

- 後発医薬品の使用原則化の取組については、使用促進の取組により後発医薬品の使用率は高まっており、引き続き適正な運用を行うことで、医療扶助の適正化に向けて、使用促進を図る必要がある。

#### 達成目標4

- ① 後発医薬品使用促進の取組強化
- ② 後発医薬品使用割合の向上

7 医療扶助の適正化に向けた自治体における後発医薬品使用促進計画の策定率（アウトプット）  
8 生活保護受給者の後発医薬品の使用割合（アウトカム）

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 被保護者就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率（アウトプット）
- 2 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入増加した者の割合（アウトカム）
- 3 「その他の世帯」の就労率（アウトカム）

# 【概要】令和5年度実績評価書（案）（施策目標Ⅶ-1-1）

## 総合判定

赤字は主要な指標

### 【達成目標1 就労支援の適切な実施】

指標1: (×) (R4年度までの推移)

指標2・3: (△) (R4年度までの推移)

### 【達成目標2 被保護者就労準備支援事業等の活用による自立支援の取組強化】

指標4: (△) (R4年度までの推移)

指標5: (△) (R4年度までの推移)

### 【達成目標3 頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上】

指標6: (△) (R4年度までの推移)

### 【達成目標4 後発医薬品の使用促進取組強化及び使用割合向上】

指標7: (○) (R4年度までの推移)

指標8: ○ (目標達成率: 110%)

### 【目標達成度合いの測定結果】

④(進展が大きくない)

### 【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

### (判定理由)

- ・ 主要な測定指標以外の指標の一部の達成状況が「×」、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満。
- ・ 以上より、上記のとおり判定した。

## 施策の分析

### 《有効性の評価》

- ・ 指標1のR4年度値がR2・3年度値よりも低く、目標未達見込み(×)となった要因は、長引くコロナ禍の影響により引きこもり状態となり、就労意欲の喚起が困難となったこと等が考えられる。
- ・ 指標2～5についても、コロナ禍の影響により、対面での支援や就労意欲の喚起が困難だったこと、求人数の減少、人が集まる場所に行けず状態像が改善するには困難な状況だったこと等により実績値が低調となった。

### 《効率性の評価》

- ・ 指標1～3について、目標未達であるものの、予算額が減少する中、就労支援員数は増加し、指標2・3は実績値が上昇しており効率的な取組が行われていると評価できる。
- ・ 指標4・5について、対象者ごとに抱える課題や目標、支援の具体的内容を設定し、また、対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行うこととしており、効率的に事業が実施されていると評価できる。

### 《現状分析》

- ・ 指標1～3について、昨今、様々な就労形態がある中、各自治体では社会情勢の変化も踏まえ、就労支援を工夫したものの、新型コロナの影響は大きかったが、引き続き、被保護者の自立に向け就労支援に取り組む必要がある。
- ・ 指標4・5について、引き続き、個々の状況・課題に応じ効果的と考えられる支援メニューを企画・立案し、計画的かつ一貫した支援を進める必要がある。

## 次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

### 【達成目標1 就労支援の適切な実施】

- ・ 指標1～3について、新型コロナの影響が小さくなるR5年度以降は事業への参加者数等は上昇するものと考えられ、また、下記【達成目標2】の制度の見直し(R7年4月施行)による被保護者就労準備支援事業の効果も踏まえ、今後、目標達成に向け一層の取組を実施する。

### 【達成目標2 被保護者就労準備支援事業等の活用による自立支援の取組強化】

- ・ 指標4・5については、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」において、被保護者就労準備支援事業を法定化するとともに、保護の実施機関が必要と認める場合に生活困窮者向けの就労準備支援事業を被保護者が活用できるよう見直しを行った(R7年4月施行)ところであり、これまで未実施の機関でも、新たに事業を開始することも想定され、目標達成に向け一層の取組を実施する。

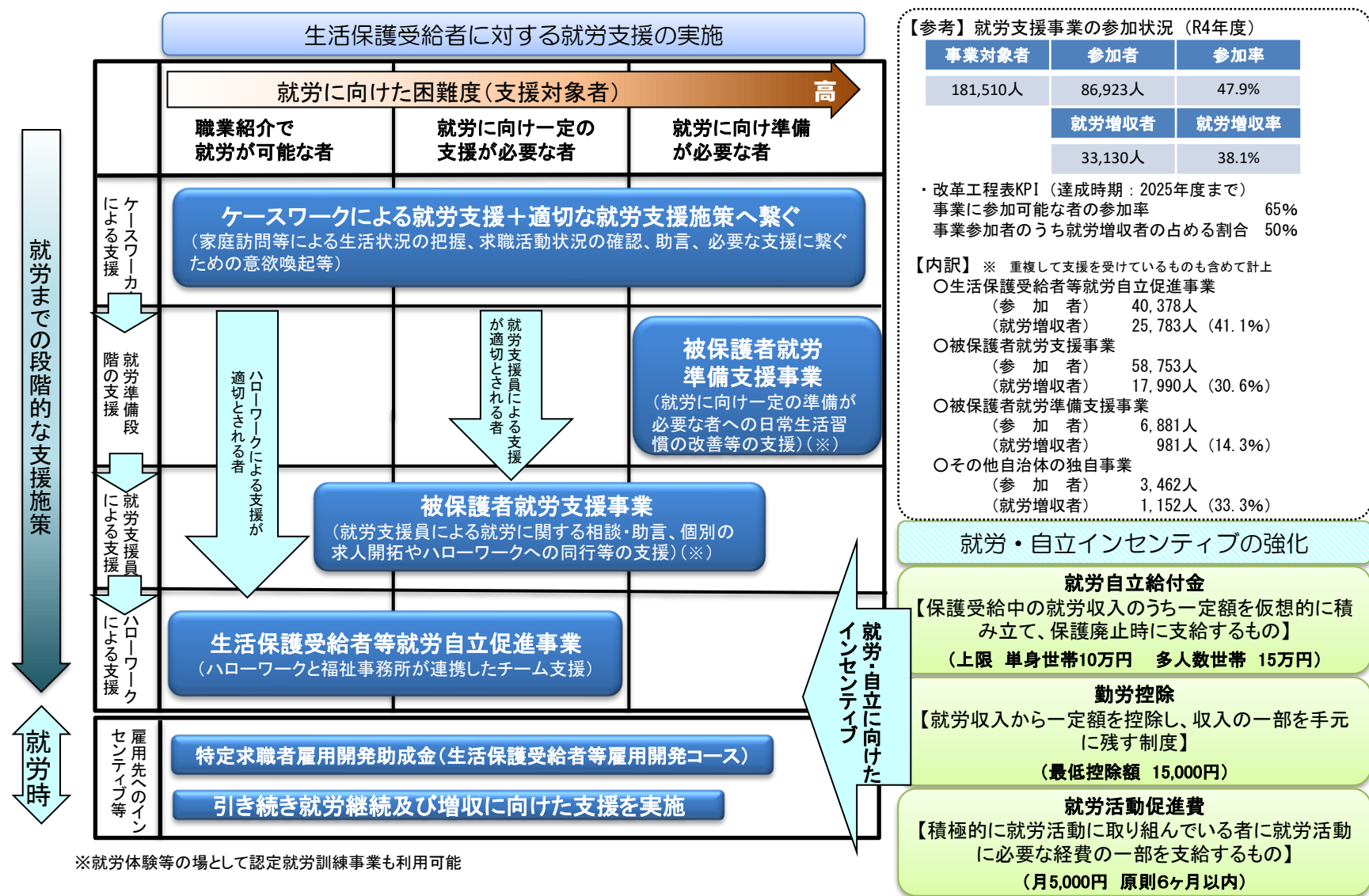
### 【達成目標3 頻回受診に係る適正受診指導の取組徹底・強化による改善者数の向上】

- ・ 指標6については、医療扶助におけるマイナンバーカードによるオンライン資格確認の機能の一部である、資格確認実績ログを活用するといった新たな手法も活用した取組(R6年3月開始)や、都道府県が市町村に対し、広域的観点から医療扶助等に関する取組目標の設定・評価やデータ分析に係る必要な助言等を行う仕組み(「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」で努力義務として創設。R7年4月施行)により、目標達成に向け一層の取組を実施する。

### 【達成目標4 後発医薬品の使用促進取組強化及び使用割合向上】

- ・ 指標7・8については、後発医薬品の使用割合に係る目標値を既に達成していることから、今後は、医療全体の後発医薬品の使用割合の目標等を踏まえて検討する。

# 生活保護受給者に対する就労支援施策について



# 生活保護における後発医薬品の使用促進の取組

## 平成30年法改正(後発医薬品使用原則化)の概要

- 医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができると認めたもの(※1)については、原則(※2)として、後発医薬品による給付を行うことを法律に規定(平成30年10月1日施行)

第34条第3項 (略)医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品・・・を使用することができると認めたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。

※1 具体的には、処方医が一般名処方を行っている場合又は銘柄名処方であって後発医薬品への変更を不可としていない場合。

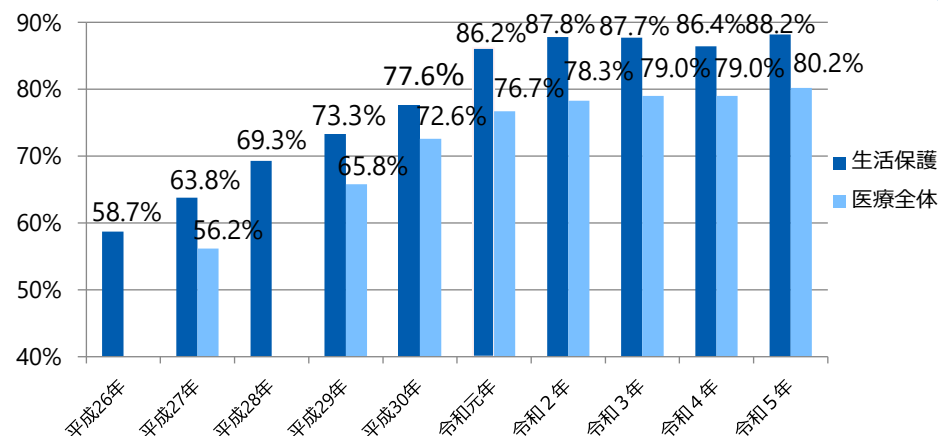
※2 例外としては、後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価と比べて同額以上となっている場合や、薬局に後発医薬品の在庫が無い場合。

## 後発医薬品使用原則化による効果

- 令和5年6月社会保険診療報酬支払基金審査分レセプトにおける、後発医薬品使用割合は、88.2%(前年比1.8%増)となった。

※令和5年医療扶助実態統計

- 伸び率については、原則化前(平成30年)より10.6%増となっており、後発医薬品の使用を原則化した効果があったものといえる。



使用割合(数量シェア)の出典: 医療扶助実態統計(令和2年以前は医療扶助実態調査)(各年6月審査分)、医薬品価格調査(薬価本調査)(速報値)(各年9月取引分) ※H28年分除く

## 参考: 平成25年法改正時の見直し

- 後発医薬品の使用を促すことを規定(平成26年1月1日施行)

※ 後発医薬品の使用が可能であるにもかかわらず、先発医薬品を希望する受給者に対しては、

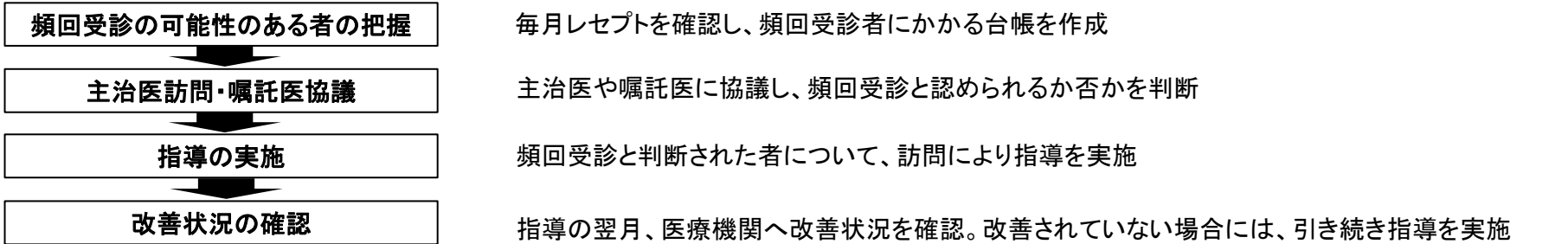
- ・ 薬局は、先発医薬品を希望する理由を確認した上で、先発医薬品を一旦調剤する。
- ・ その理由が「先発医薬品の方が高額だから」「理由を言わない」等の場合については、福祉事務所の健康管理指導の対象とする。

# 頻回受診の適正化について（概要）

## 頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者      ※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

## 適正化の対応



## 【頻回受診の改善の状況】

|                                                                                   | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   | 令和3年度   | 令和4年度   |
|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 受診状況把握対象者数(指導対象者の定義に該当する者の数)(A)<br>※平成29年度までは旧定義(15以上の月が3箇月続いた者)、平成30年度は移行期間のため混在 | 13,548人 | 12,837人 | 11,594人 | 10,604人 | 12,753人 | 11,681人 | 10,723人 | 10,278人 |
| 適正受診指導対象者数(B)                                                                     | 3,020人  | 2,557人  | 2,637人  | 2,387人  | 2,835人  | 2,320人  | 2,354人  | 2,051人  |
| 改善者数(適正な受診日数に改善された者数)(C)                                                          | 1,365人  | 1,338人  | 1,422人  | 1,292人  | 1,388人  | 1,136人  | 1,054人  | 973人    |
| 改善者数割合(C／B)                                                                       | 45.20%  | 52.33%  | 53.92%  | 54.13%  | 48.96%  | 48.97%  | 44.77%  | 47.44%  |

## 令和6年度以降の取組

- 令和5年度に引き続き、令和6年度予算に以下の事業を計上
  - ・ 頻回受診者の適正受診指導の強化(福祉事務所による同行指導の実施等) ・ 頻回受診指導を行う医師の委嘱促進
  - ・ レセプトを活用した医療扶助適正化事業 → レセプトデータから頻回受診者等のリスト作成
- 適正受診指導を行ってもなお改善されない者に対する追加的な指導の方策として、有効期限が1箇月よりも短い医療券を本人に対して発行し、健康管理に向けた支援と並行することで、指導のタイミングを増やす取り組みを推進

# 頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル実施

社会・援護局保護課保護事業室（内線2829）

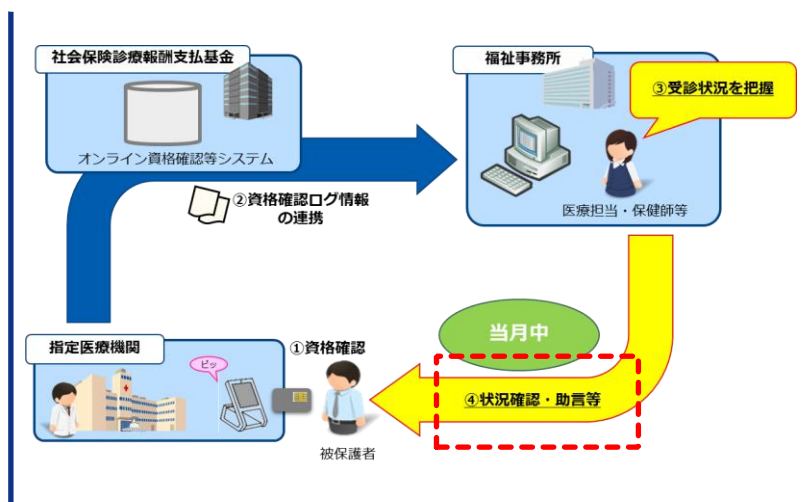
令和6年度当初予算 63百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

## 1 事業の目的

- 頻回受診対策については、被保護者に頻回な受診行動が定着するより以前の早期に適正な受診を促すことが重要と指摘されている一方で、現行の頻回受診指導は、レセプトから対象者を抽出して実施しているため、受診から実際の指導までに2か月程度のタイムラグが生じており、効果的な取組が難しい。
- この点について、オンライン資格確認の導入後（令和6年3月導入済み）、福祉事務所には、オンライン資格確認等システムから被保護者の受診状況が連携される。この機能を用いて、福祉事務所において早期に頻回受診の傾向がある者を把握し、当該者に対する助言等を実施することにより適正な受診を推進する。
- 令和6年度においては、医療扶助のオンライン資格確認が円滑に稼働している自治体にてモデル的に実施する。

※ オンライン資格確認システムの1機能である「資格実績ログ」を活用。

## 2 事業の概要・スキーム



## 3 実施主体等

### 頻回受診の傾向がある者に対する早期の助言等のモデル実施

（医療扶助適正実施推進事業において実施）

【実施主体】 モデル事業実施自治体

【補助率】 10/10

- 福祉事務所において、被保護者が医療機関の窓口で資格確認を行った際の実績（ログ情報）から、被保護者の受診状況を把握する。
- 福祉事務所は、当月に同一医療機関に15日以上受診している者について、早期に状況確認や相談支援を行い、必要に応じて訪問等による助言等を行う。

※ オンライン資格確認の仕組みで把握できるのは、資格確認の実績であり、頻回受診者の特定まではできないことに留意し、早期の段階での状況確認や相談支援等の支援を主とした対応を行う。

# 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

## 改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や、生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため、①居住支援の強化のための措置、②子どもの貧困への対応のための措置、③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる。

## 改正の概要

### 1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法、社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

### 2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

### 3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法、生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。  
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や、生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。

## 施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する。